

資料2

別添

I P M実践指標策定指針（水稻）

管理項目（注1）	管理ポイント（注2）	点数 （注3）	チェック欄		
			昨年度の実施状況	今年度の実施目標	今年度の実施状況
ほ場及びその周辺の管理（必）	漏水防止やカメムシの本田への侵入防止のため、以下の事項のいずれか又は両方を実施する。 （一方の場合は1点、両方の場合は2点） 畦塗り及び穴の補修 等のカバープランツの植え付け（注4）	1 又は 2			
	翌年のオモダカ、クログワイ等の多年生雑草の発生の抑制するために稲刈り後に耕耘する。	1			
抵抗性品種導入	病抵抗性品種を作付け面積の 割以上で導入する。 （注5） （地域全体で作付け面積の 割以上で導入されている場合には2点とする（注6））	1 又は 2			
健全種子の選別（必）	塩水選により病原菌に侵されていない健全な籾を選種する。	1			
健全苗の育成（必）	以下の事項のいずれか又は両方を実施して健苗育成に努め、病気が発生した苗は早く処分する。 （一方の場合は1点、両方の場合は2点） 苗の種類に応じた適正な量を播種し、育苗中の温湿度管理に注意する（注7） ケイ酸質肥料を施用	1 又は 2			
種子消毒（必）	農薬による種子消毒あるいは温湯浸漬法（温度、時間等）を実施する（注8）。 なお、農薬を使用する場合には、次のいずれかの対応をする。 廃液が出にくい方法（注9） 適切な廃液処理法（注10）	1			
育苗箱施用	次の点を考慮して育苗箱施用が必要と判断された場合には、必要と判断された病害虫のみを対象とする農薬を使用して、	1			

		育苗箱施用を実施する。(注11) 当該地域での例年の病害虫の発生状況 病害虫防除所の病害虫情報(越冬量等)				
本 田 期	移植作業	健全な苗を選抜し、 ~ 株/坪程度の疎植を実施する。 (注12)	1			
	雑草対策	稲刈り後の耕耘以外に化学農薬の使用によらない何らかの雑草管理対策を実施する。(注13)	1			
		水田初期除草剤を使用する場合には、環境への影響に配慮して移植後に処理すること。	1			
	病害虫発生予察情報の確認(必)	病害虫防除所が発表する発生予察情報を入手し、確認する。 (注14)	1			
	防除要否の判断	都道府県が推奨する防除要否を判定する調査方法が定められている場合は、当該調査を実施する。なお、防除が必要と判断された場合に、防除を実施する。(注15)	1			
	いもち病対策(注16)	ほ場内の置き苗は移植後の補植が終了した時点で十分な深さの土中に埋設するなど早急に処分する。	1			
		追肥については、警報・注意報の内容を確認して、都道府県が推奨する追肥量を超えない範囲で追肥する。(注17)	1			
斑点米カメムシ対策(注18)	水田周辺での発生及び本田への飛び込みを減らすため、稲の出穂期10日前までに畦畔及び水田周辺の雑草地の除草を行う。	1				
農薬の使用全般(必)	十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法を検討した上での使用量・散布方法を決定する。(注19)	1				
	当該病害虫・雑草に効果のある複数の農薬がある場合には、飛散しにくい剤型を選択する。(注20)	1				
	農薬散布を実施する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で使用する。(注21)	1				
	農薬を使用する場合には作用機作の異なる農薬をローテーションで使用する。さらに、当該地域で強い薬剤抵抗性の発達が確認されている農薬は当該地域では使用しない。(注22)	1				
	止水期間の定められている農薬を使用する場合には、農薬毎に定められている止水期間中、落水・かけ流しは行わない	1				

	ことに加え、適切な水深管理やけい畔管理を行う。				
作業日誌 (必)	塩水選の実施日、置き苗の処分日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等のI P Mに係る栽培管理状況を作業日誌として別途記録する。	1			
		合計 点数			
		対象 I P M計			
		評価 結果			

注1：管理項目は、実践指標で標準的なものと考えられるものを指針として取りまとめたものであり、各都道府県での推奨技術に応じて、加除することは可能であるが、(必)と記述している管理項目については、必ず管理項目として設定する必要がある。

注2：管理ポイントの記述は、指針として取りまとめたものであり、各都道府県が実践指標を策定する場合には、各都道府県の実状を踏まえて、農家段階で「YES」、「NO」が明確にチェックできるように具体的な記述とされるよう留意されたい。

注3：点数については、指針として標準的なイメージを取りまとめたものであるが、各都道府県が実践指標を策定するに当たっては、各都道府県で普及・推進すべき管理手法の重要度に応じて点数を変更しても差し支えない。

注4：都道府県が推奨するカバープランツがある場合には、指針のように管理ポイントとして設定して差し支えない。

注5：いもち病や稲縞葉枯病等について都道府県が推奨する抵抗性品種がある場合には、指針のとおり管理ポイントとして差し支えなく、また各都道府県の現状及び普及目標を考慮して、望ましい割合を設定して構わない。

注6：抵抗性品種の導入は、地域全体での取組がポイントとなることから、地域全体での取組を積極的に評価することが望ましい。また、指針における「地域」とは、集落全体の作付け面積に対する割合で評価することが適当と考えているが、それ以外の地域での評価が適当と判断される場合は、実践指標での「地域」の定義を明確にした上で実践指標を策定する必要がある。

また、抵抗性品種の導入以外の管理ポイントでも地域段階での取組を評価することが望ましい管理ポイントについては、同様の扱いとして差し支えない。

注7：実践指標においては、品種に応じた適正な播種量を明確に記述する必要がある。

注8：温湯浸漬等の化学農薬を使用しない都道府県が推奨する種子消毒法がある場合には、温度・処理時間等の処理条件を明記して管理ポイントとして差し支えない。

注9：「廃液が出にくい方法」としては、粉衣等の措置を指針として想定しているが、実践指標で定める場合には、それ以外の手法を明記して管理ポイントとして差し支えない。

注10：「適切な廃液処理法」としては、廃液を必ず活性炭等により処理することを指針として想定しているが、実践指標で定める場合には、それ以外の手法を明記して管理ポイントとしても差し支えない。

注11：病害虫の発生するおそれのない病害虫を対象とする農薬の有効成分を含む混合剤等を使用した場合には、

無駄な農薬の使用に該当することから、点数を「0」にするという趣旨である。

注12：都道府県が疎植を推奨している場合には、管理ポイントとして差し支えない。

注13： 土壌表面を遮光し、雑草の発生・生長を抑える(紙マルチ)、湛水中に活性炭や墨といった黒い資材を混入させる(活性炭・墨)ことによるマルチング効果、中耕等を指針として想定しているが、このような技術を経済性を考慮しつつ都道府県で推奨している場合には、その手法を明記して管理ポイントとして差し支えない。

注14：現在、農家に提供している発生予察情報の利用を管理ポイントとし、利用したことが後でチェックできるように当該情報をファイルする等の行為を行った場合に点数を付けることができる。

注15：都道府県が、防除が必要と判断するための調査方法や要防除水準を定めており、農家段階での実行が可能な病害虫がある場合には、可能な限り管理ポイントとすることが望ましい。この場合、その結果に応じて都道府県が推奨する防除方法により防除することも含めた管理ポイントとすることが望ましい。

注16：いもち病対策を必ず管理項目とする必要はないが、各都道府県で最も重要な病害を管理項目として設定すること。

注17：都道府県が推奨する基準がある場合には、管理ポイントとして差し支えない。

注18：斑点米カメムシ対策を必ず管理項目とする必要はないが、各都道府県で最も重要な虫害を管理項目として設定すること。

注19：推奨できる局所的散布方法としては、カメムシ類の防除における額縁散布や病害虫の発生状況に応じた農薬のスポット散布が、全面散布方法としては液剤の少量散布等が考えられる。また、慣行的な全面散布の場合も、病害虫の発生状況に応じ散布量を節減するように努めることを管理ポイントとし、慣行的な全面散布を実施した場合には、その理由(局所施用を検討したが、・・・病の発生が広く確認されたことから全面散布とせざるを得なかった等)を作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておくことが必要である。

注20：粒剤、投げ込み剤等飛散しにくい製剤を優先して選択することを管理ポイントとし、粉剤や液剤を使用せざるを得なかった場合には、その理由(粒剤の施用を検討したが、・・・病の発生を緊急に抑える必要があったことから、液剤以外に適切な農薬がなかった等)を作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておく必要がある。

注21：散布方法別の適切な飛散(ドリフト)防止措置については指針として散布方法別に以下のとおりとすることが適当と考えており、対象農薬の散布時にはどのような飛散防止措置を講じたかを作業日誌に記録することにより、確認できるようにしておく必要がある。このため、必要に応じて、農薬散布時の風速を確認する。
液剤の本田散布(地上防除)：液剤少量散布又はドリフト抑制ノズルを使用した散布を行うこと。

粉剤の本田散布：DL粉剤を使用すること。

有人ヘリコプターでの防除：地上1.5mにおける風速が粉剤散布、微粒剤散布、微量散布及び液剤少量散布にあっては3m/秒、液剤散布及び粒剤散布にあっては5m/秒を超えるときは散布しないこと。さらに、散布区域の周縁部から農薬を散布するとともに周縁部での散布を片側散布とするか又はDG(ドリフトガード)ノズルを使用すること

無人ヘリコプターでの防除：地上1.5mにおける風速が3mを超える時には散布しないこと。

注22：各都道府県の病害虫防除所等で把握している薬剤抵抗性の発達状況から、その農薬の使用を控えることが望ましい場合は、当該農薬の種類を実践指標で明示すること。